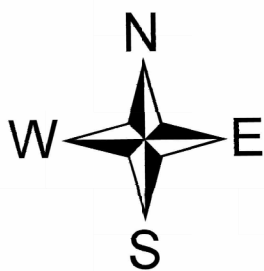


双葉町都市計画図

双葉都市計画 双葉駅西側地区
一団地の復興再生拠点市街地形成施設 総括図



都市計画道路			
番 号	路 線 名	番 号	路 線 名
1.小.1	町寺内前線	2.3.1	駅前久保前線
1.小.2	町広町線	2.3.2	駅前前田線
2.2.1	広町下桑線	3.5.6	長塚中野シンボルロード

都市計画公園			
番 号	公 園 名	面 積	
2-2-2	越田遊園地	約0.31 ha	
5-5-1	双葉総合運動公園	約34.6 ha	
8-5-1	福島県復興祈念公園	約21.8 ha	

凡例				
区 分	凡 例	容積率/建蔽率	備考	
都市計画区域 用途地域	都市計画区域			
	第一種低層住居専用地域	㉠60%/40% ㉡80%/50%	①	
	第一種中高層住居専用地域	200%/80%	③	
	第一種住居地域	200%/80%	④	
	第二種住居地域	200%/80%	④	
	近隣商業地域	300%/80%	⑤	
	商業地域	400%/80%	⑤	
	準工業地域	200%/80%	⑤	
	工業専用地域	200%/80%	⑤	
	指定のない区域	無地 200%/80%	⑥	
一団地の復興再生拠点市街地形成施設		※		
都市計画公園			※都市計画施設内では別途規制があります。 またこの図では下水道事業区域の表示を割愛しています。	
都市計画道路				
建築基準法第22条区域				

④日中央公園内 ⑥谷沢町周辺				
備考	区域名等	外壁 後退距離	建築物の 敷地面積	建築物の 高さの限度
①	第一種低層住居専用地域 (60%/40%)	1.0m	200㎡	10m
②	第一種低層住居専用地域 (80%/50%)	1.0m	150㎡	10m

備考	区域名等	前面道路幅員が12m以内の場合の容積率	道路斜線	隣地斜線	北側斜線
①②	第一種低層住居専用地域	×40%	適用距離20m 勾配1.25	—	立上り5m 勾配1.25
③	第一種中高層住居専用地域			立上り20m 勾配1.25	日影規制の適用により適用外
④	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域			—	—
⑤	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業専用地域	×80%	適用距離20m 勾配1.5	立上り31m 勾配2.5	—
⑥	指定のない区域			立上り20m 勾配1.25	—

備考	区域名等	建築物	日影規制		
			算定地盤面(m)	日影規制時間	
				5m以上 10m以内	10m以上
①②	第一種低層住居専用地域	軒高7m 又は地階を除く階数≧3	1.5	4時間	2.5時間
③	第一種中高層住居専用地域	高さ>10m	4	5時間	8時間
④	第一種住居専用地域 第二種住居専用地域				

※双葉町においては、都市計画区域の全域が非線引き区域。
※線引き都市計画区域、準都市計画区域、市街化区域、市街化調整区域は町内にはない。
※防火地域、準防火地域は町内にはない。
※路線面指定は町内にはない。
※区域、位置等の詳細については福島県都市計画課及び双葉町建設課で確認すること。

(注) は、本総括図における変更箇所を示す。

